

重度障害者等就労支援特別事業の実施について

(付議の要旨)

障害者の就労機会の拡大を図るため、重度障害者等が就労する場合に通勤や職場での身体介護等の支援を行う事業を、令和5年度より実施することを決定する。

1 主旨

重度障害者等が就労する場合、通勤や職場での身体介護（移動、食事、トイレなど）等の支援が必要だが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスでは、そうした身体介護等を行うことは認められていない。このため、就労する意欲や能力がある重度障害者が、フルタイムでの企業就労をあきらめ、短時間就労や在宅就労している状況にある。

令和5年1月施行予定の世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に基づき障害者の就労機会の拡大を図るため、重度障害者等が就労する場合に通勤や職場での身体介護等の支援を行う事業を、令和5年度より実施する。

2 現状と課題

(1) 現状

- 重度障害者等が就労する場合、通勤や職場での身体介護（移動、食事、トイレなど）等の支援が必要だが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスでは、通勤中や就労時間中のヘルパーによる支援は「経済活動」を理由として認められていない。
- このため、就労する意欲や能力がある重度障害者等が、フルタイムでの企業就労をあきらめ、短時間就労や在宅就労をしている状況にあり、より長時間の就労や希望する場所での就労ができていない。

(2) 課題

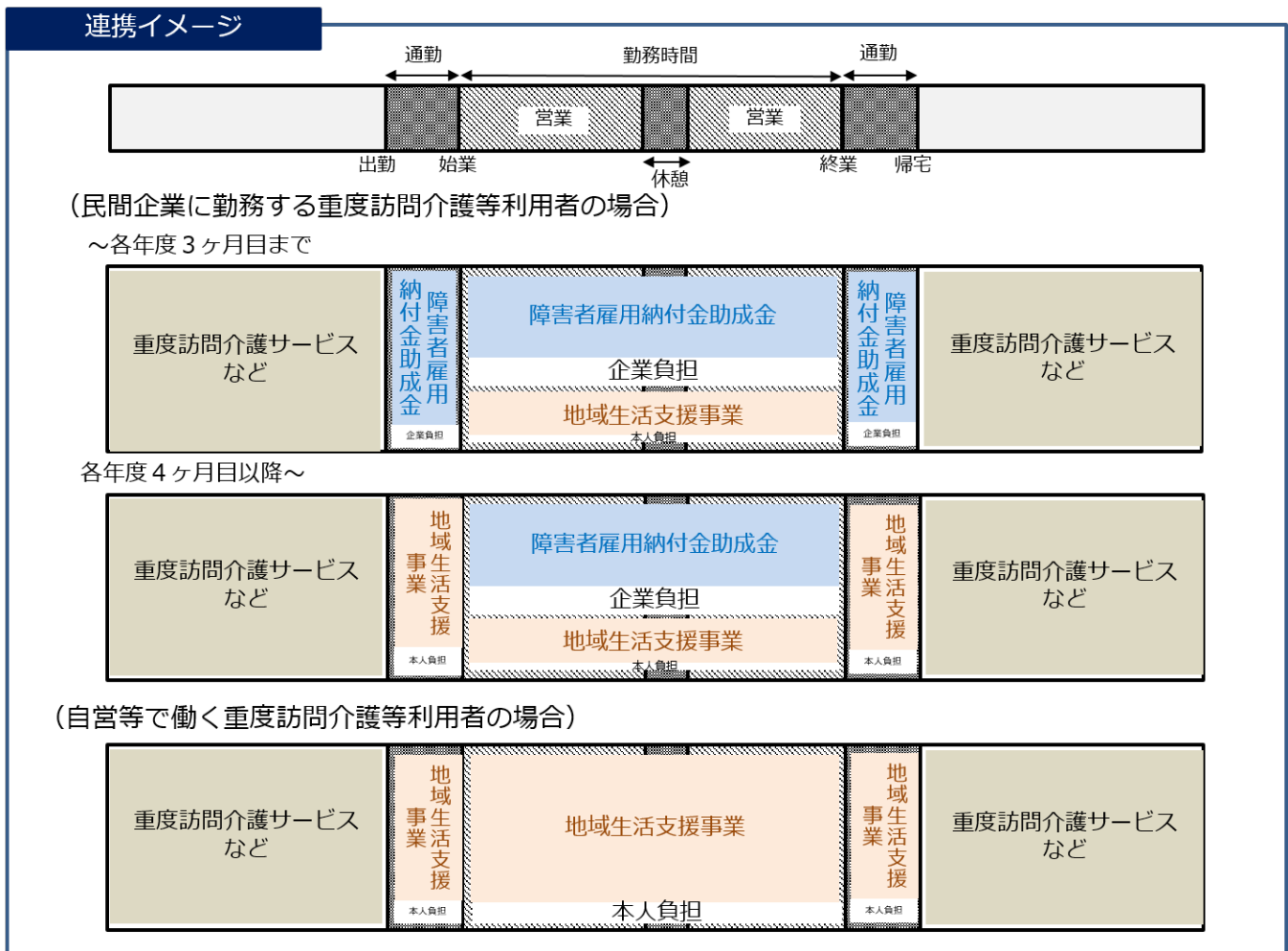
- 就労する意欲や能力がある重度障害者等の就労の機会を拡大し、働き方の選択の幅を広げられるよう、通勤中や就労時間中にヘルパー派遣を可能とする制度を構築する必要がある。
- 新たに制定した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」において、障害者等の就労を支援するために必要な施策を講ずることを定めており、障害者等が就労するための環境整備を推進する必要がある。

3 事業の概要

重度障害者等（重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者）が就労するために必要な支援体制を雇用施策と連携し構築した上で、現行の障害福祉サービスにおいて「経済活動」を理由にサービスの利用ができない時間がある者に対して、就労するにあたり必要な身体介護等を提供する。

特定財源として、障害者総合支援法の地域生活支援事業の1つである「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を活用する。

雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援の枠組み



(1) 事業の対象者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている18歳以上の者であって、原則として当区に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

ア 民間企業に雇用されている方

民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律による助成金の対象となる事業主）に雇用される方で、1週間の所定労働時間が10時間以上の方。所定労働時間10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とする（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）。原則として就業場所は問わない。

イ 自営業者等（アの対象者以外）の方

当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方（従事する時間が1週間のうち10時間以上であることが基本。また、国家公務員、地方公務員、国会議員、地

方議会議員等の公務部門で雇用等される方その他これに準ずる方を除く)。原則として就業場所は問わない。※所得向上の見込みについては、利用希望者からのヒアリング等により把握する。

【参考】

国は、週所定労働時間が週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主に対して特例給付金を支給する制度を、令和2年度より開始している。また、障害者雇用率は、週所定労働時間が週20時間以上の場合に算定できる仕組みとなっている。

(2) 支援の内容

ア 民間企業に雇用されている方

独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構の障害者雇用納付金制度に基づく助成金(以下「雇用助成金」という)を活用した職場介助や通勤援助を利用しても、さらに支援を必要とする場合に、本事業により障害福祉サービスと同等の支援を行う。

	雇用助成金による支援	本事業による支援
支援内容	業務に必要な介助等 ①パソコンの準備や調整、②代読や代筆、③書類等の整理、④業務上の外出支援 等	重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援(身体介護や移動の支援、見守り等)
通勤援助	就労後各年度3か月まで	就労後各年度4か月目から

※ 対象者から就労先企業に対する合理的配慮の提供要望については、障害者差別解消法の考え方にに基づき、建設的な対話が行われるよう促していく。また、就労に当たって生じる課題については、障害者就労支援センターや就労定着支援事業所への相談を想定しており、本事業の対象者に対しても引き続き必要な支援を行う。

イ 自営業者等の方

重度障害者等が自営業者等として働く場合は、雇用助成金の対象とならないため、本事業により障害福祉サービスと同等の支援を行う。

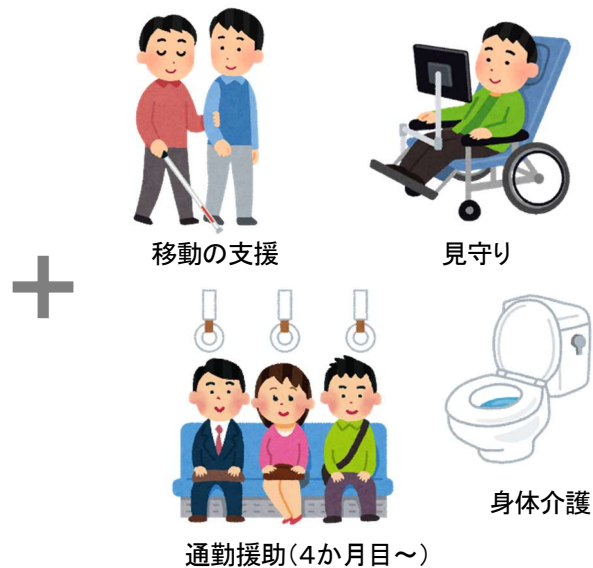
	雇用助成金による支援	本事業による支援
支援内容	(対象外)	業務に必要な介助等に加えて、重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援(身体介護や移動の支援、見守り等)
通勤援助		就労後から

【支援内容イメージ】

雇用助成金による支援



本事業による支援



(3) サービス提供事業者

障害者総合支援法に基づく重度訪問介護、同行援護、行動援護を行う障害福祉サービス事業者であって、支援を提供するに相応しい者として区が認めたものとする。なお、サービスの提供状況については、障害福祉サービスと同様の確認を行う。

(4) 利用手続き

事業対象者から区への申請に基づき利用を決定する。添付書類として、就労先企業等が作成する支援計画書、障害福祉サービス受給者証の写し、雇用証明書等の提出を求める。

(5) 利用時間の上限

- ・職場等における支援：月200時間（1日8時間×5日×5週間）
※ 利用者が複数のサービス事業者と契約することを考慮し、一月を5週間で算定。
- ・通勤支援：通勤に要した時間

(6) 支援に要する額及び利用者負担額

厚生労働省告示別表に定められている重度訪問介護、同行援護、行動援護の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を支援に要する額とし、その1割を利用者負担とする。ただし、障害福祉サービスと同様に世帯の負担上限額を設ける。

利用者の属する世帯の課税状況等	負担上限月額
生活保護世帯等	0円
区市町村民税非課税世帯	0円
区市町村民税課税世帯（所得割課税額が16万円未満）	9,300円
区市町村民税課税世帯（所得割課税額が16万円以上）	37,200円

※ 利用者の属する世帯の範囲は、利用者及びその配偶者を世帯員とする。

4 事業開始予定日

令和5年4月

5 令和5年度概算経費

(1) 概算経費 12,433千円

【内訳】

- ・民間企業に雇用されている方（重度訪問介護利用者）
 $(8 \text{ 時間 } 25,999 \text{ 円} \times 1/2 \times 1 \text{ 人} \times 23 \text{ 日} - 9,300 \text{ 円}) \times 12 \text{ か月} = 3,476,262 \text{ 円}$
- ・民間企業に雇用されている方（同行援護利用者の通勤支援）
 $(1 \text{ 時間 } 6,931 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 1 \text{ 人} \times 23 \text{ 日} - 9,300 \text{ 円}) \times 9 \text{ か月} = 2,785,734 \text{ 円}$
- ・自営業者等の方（重度訪問介護利用者）
 $8 \text{ 時間 } 25,999 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 10 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 3,119,880 \text{ 円}$
 $4 \text{ 時間 } 12,713 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 10 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 3,051,120 \text{ 円}$

- * 先行実施している江東区では、令和4年度の利用者数は2人である。当区の重度訪問介護利用者数（140人）は江東区の約2.3倍であり、5人の利用を見込む。
- * 厚労省告示別表を踏まえ、重度訪問介護および同行援護に準ずる支援額を設定する。利用者負担については、負担上限月額9,300円の世帯を想定する。
- * 企業就労については、雇用助成金による支援と組み合わせて1日8時間、月23日の支援を行うことを想定する。重度訪問介護の雇用助成金による支援との按分比は1:1を想定する。同行援護利用者の通勤支援については、片道1時間、月23日の支援を想定し、雇用助成金による支援となる当初3か月分を除く。

(2) 特定財源 9,324千円

①国 6,216,000円（1/2補助） ②都 3,108,000円（1/4補助）

- ※ 障害者総合支援法の地域生活支援事業の中で、他の事業とは別枠の地域生活支援促進事業として実施。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月 福祉保健常任委員会

5年 4月 事業開始

【参考】

サービス種別	概要
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時の介護を要するものにつき、居宅において身体介護・家事援助・相談支援等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、外出時に必要な援助を行う。
行動援護	知的障害や精神障害により、自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害者が受けることのできる支援。主に、外出する際に、外出時の危険回避、外出の前後の着替えや移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。